

報道各位

新潟市教育委員会学務課

教師用教科書・指導書（令和2年度分）の購入手続きについて

このたび、令和2年度に購入した小学校の教師用教科書・指導書について、「新潟市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」に定める、購入予定価格4,000万円以上の財産の取得に該当していたにもかかわらず、議会の議決を経ずに購入していたことが判明しました。

《財産の取得の内容》

- ◎財産名 令和2年度小学校教師用教科書・指導書
- ◎契約金額 41,124,118円
- ◎数量 教科書4,490冊、指導書3,691冊

《今後の対応》

当該財産の取得契約について、市議会の追認を得るため、令和6年12月定例会に追加議案を提案します。

《教師用教科書・指導書の購入について》

	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
小学校		購入				購入				購入
中学校			購入				購入			

※ 議決を経ずに購入していたのは   令和2年度購入の1件

※ 教科書は4年に1度採択替えがあり、上記のサイクルで教師用教科書・指導書を購入している

※ 全庁で過去10年間の財産取得状況を調査し判明

《再発防止策》

- ◎契約事務の理解を深めるため、根拠法令や注意事項（チェックポイント）などをマニュアルに追加する。
- ◎契約部門のチェック体制が働く仕組みを全庁で考えていく。